

青少年育成 環境改善 活動に ご理解を

毎年11月は「子ども・若者の育成支援強調月間」です。市の青少年の健全な環境を守る協力員および関係機関が、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある立て看板、はり紙等を撤去、除却します。

■実施区域 JR武蔵小金井駅・JR東小金井駅、西武多摩川線新小金井駅周辺、市内主要幹線道路

■募集戸数 2戸

■住宅名 ①グリーンタウン小金井(緑町4-12-16) ②DK(51・28平方メートル) 5階。2人世帯向け) ③コンフォール貫井(貫井南町5-21-12) ④DK(30・6平方メートル) 2階。単身者向け)

高齢者住宅入居者募集

募集戸数2戸

■住宅名 ①グリーンタウン小金井(緑町4-12-16) ②DK(51・28平方メートル) 5階。2人世帯向け) ③コンフォール貫井(貫井南町5-21-12) ④DK(30・6平方メートル) 2階。単身者向け)

入居予定日11月下旬

■申込資格 次のすべての要件に該当する方

① 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の方を含む60歳以上の方で、市内に引き続き

3年以上居住している方(所得制限があります。①は単身不可)

② 自立している方で次のいずれかの理由により、代替えの住宅を確保することが困難な方

▽1年以内に立ち退くように求められている▽住宅の老朽化や、浴室がないなどにより、安全や衛生上の問題がある▽身体に障がいのある方(身体障害者手帳1〜4級)

で、現住居での生活が困難である▽家賃が収入月額(年間所得から控除を差し引いた額割る12)の4割を超え、支払いに困難している▽原則として、親族の保証人がいること

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

他▽すでに高齢者住宅入居申込書を提出している方には、別途通知しますので、再度申し込みはできません

④ 10月23日までに、指定の申込用紙(まちづくり推進課で配布)に必要事項を明記し、直接、まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階)へ

387-9879)へ

史跡玉川上水および名勝小金井(サクラ)整備・活用のための作業説明会

10月24日(火)午後6時〜7時30分

所 公民館緑分館

申 当日直接会場へ

10月24日(火)午後6時〜7時30分



高齢者がスマートフォンを利用する注意

スマートフォン普及率が高まり、高齢者によるスマートフォン利用についての相談も増えています。

事例1 従来型の携帯電話を利用してきたが、スマートフォンでのメールの送受信ができません。こちらから送ったメールが相手に届かない。

事例2 数年前から格安スマートフォンを利用している。画面に傷がついたので、新しい機種に変更したが、使い勝手が悪く、電話に出ることもままならない。

アドバイス スマートフォンが従来型の携帯電話と明らかに違うのは、従来型の携帯電話が通信もできる電話機であるのに対して、スマートフォンは電話もできるパソコンであるというところです。

具体的には、▽通信量が多く、それに伴い料金も高い▽携帯電話会社から与えられたメールアドレス以外のフリーメールも使える▽さまざまな機能を持ったアプリを自分で付け加えることができる等が挙げられます。

料金については、最近では格安スマートフォンの業者も多様となり、低料金でスマートフォンを持てるようになりました。

しかし、格安スマートフォンでは、これまで利用していた携帯電話会社から与えられたメールアドレスが利用できなくなり、いわゆるフリーメールを利用することがほとんどです。そのため、相手の携帯電話の設定によっては、このメールを迷惑メールと判断し、受信拒否されることがあります。事例1では、この説明が不十分だった恐れがあります。

事例2では、基本的な機能は同じでしたが別のメーカーが製造したスマートフォンで、画面構成が大きく異なっていました。店頭で実際に手に取って試せる機種は用意されていませんでした。

いずれも、相談室から業者へ問題を指摘し交渉しましたが、解約には応じられませんでした。

スマートフォンを契約の際は、使いこなせるかどうか慎重にご検討ください。話し合いが難航したり、判断に困ったときは、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

フリーメールも使える▽さまざまな機能を持ったアプリを自分で付け加えることができる等が挙げられます。料金については、最近では格安スマートフォンの業者も多様となり、低料金でスマートフォンを持てるようになりました。しかし、格安スマートフォンでは、これまで利用していた携帯電話会社から与えられたメールアドレスが利用できなくなり、いわゆるフリーメールを利用することがほとんどです。そのため、相手の携帯電話の設定によっては、このメールを迷惑メールと判断し、受信拒否されることがあります。事例1では、この説明が不十分だった恐れがあります。事例2では、基本的な機能は同じでしたが別のメーカーが製造したスマートフォンで、画面構成が大きく異なっていました。店頭で実際に手に取って試せる機種は用意されていませんでした。いずれも、相談室から業者へ問題を指摘し交渉しましたが、解約には応じられませんでした。スマートフォンを契約の際は、使いこなせるかどうか慎重にご検討ください。話し合いが難航したり、判断に困ったときは、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談(English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分～4時30分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
法律相談	11月2・7・9・14・16・21・28・30日	午前9時～正午	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください
税務相談	11月8・22日	いずれも午後1時30分から	シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター(貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
人権・身の上相談	11月20日		福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室 ☎FAX=042-383-1225)へ予約してください
建築・登記・表示登記相談	11月1日		創業相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ(http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
行政相談	11月16日		生活困窮者自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター(本町5-36-17 ☎042-386-0295)
相続等暮らしの書類作成相談	11月15日		ひきこもり相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時	▷ボランティア・市民活動センター(本町5-36-17 ☎042-387-0011) ▷予約制(1日2組まで)
交通事故相談	11月14日	▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください			
女性総合相談(夫婦・家族・人間関係)	11月9・10・17・24日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。要事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)へ予約してください			
母子(ひとり親)・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			

11月の相談日

お気軽にご相談ください